

○厚生労働省告示第一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年一月八日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇六十一 (略)</p> <p>六十二 (二E) —N—〔四—〕〔三—クロロ—四—フルオロフェ ニル) アミノ〕—七—メトキシキナゾリン—六—イル〕—四— ピペリジン—イル) ブター—ニ—エンアミド (別名ダコミチニ ブ) 及びその製剤</p> <p>六十三・六十四 (略)</p> <p>六十五 N—〔(二S) ——〕〔四—〕〔三—〕〔五—クロロ—ニ— フルオロ—三—〕 (メタンズルホンアミド) フェニル〕—— (プ ロパン—ニ—イル) —H—ピラゾール—四—イル〕ピリミジン —ニ—イル) アミノ〕プロパン—ニ—イル〕カルバミン酸メチル (別名エンコラフェニブ) 及びその製剤</p> <p>六十六〇百五十二 (略)</p> <p>百五十三 五—〔(四—ブromo—ニ—フルオロフェニル) アミノ〕 —四—フルオロ—N— (ニ—ヒドロキシエトキシ) ——メチル —H—ベンズイミダゾール—六—カルボキサミド (別名ビニメ チニブ) 及びその製剤</p> <p>百五十四〇百九十七 (略)</p>	<p>一〇六十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六十二・六十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六十四〇百五十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百五十一〇百九十四 (略)</p>